

様式3 (審査基準)

<p>法令名</p>	<p>私立学校法 (昭和24年法律第270号)</p>
<p>根拠条項</p>	<p>第31条第1項</p>
<p>申請に対する 許認可等の概要</p>	<p>学校法人の寄附行為の認可</p>
<p>審査基準</p>	<p>(学校、法人ともに新規の場合) 学校(知事所轄の学校に限る。以下同じ。)の設置に伴う学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によって審査する。 なお、学校法人を設立しようとする者は、学校法人設立後においても、この審査基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。</p> <p>1 施設及び設備</p> <p>(1) 施設及び設備は、負担附又は借用のものでないこと。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障がないと認められる場合は、施設又は設備の一部について、この限りでないこと。</p> <p>(2) 校地は、開設時まで教育上支障のないよう整備されるものであること。また、校地は、申請時において申請者名義の所有権又は借地権の登記がなされていなければならないこと。</p> <p>(3) 校舎及び設備を年次計画で整備するときは、当該学校の教育上支障のない年次計画により整備されるものであること。</p> <p>(4) 校舎及び機械、器具等の整備に要する経費は、当該学校の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。</p> <p>(5) 施設及び設備の整備に要する経費(以下「設置経費」という。)の財源は、寄附金を充てるものであり、かつ、申請時において、設置経費に相当する額の寄附金が収納されていること。</p> <p>(6) 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないものとする。</p> <p>(7) 設置経費の財源に充てる寄附金については、寄附能力のない者の寄附金、寄付者が借入金により調達した寄附金などについては算入しないものとする。</p>
<p>基準変更日</p>	<p>平成30年2月27日</p>

様式3（審査基準）

<p>法令名</p>	<p>私立学校法（昭和24年法律第270号）</p>
<p>根拠条項</p>	<p>第31条第1項</p>
<p>申請に対する 許認可等の概要</p>	<p>学校法人の寄附行為の認可</p>
<p>審査基準</p>	<p>2 経営に必要な財産</p> <p>(1) 学校の經常経費は、当該学校の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。</p> <p>(2) 設置経費の財源としての寄附金のほか、申請時において、学校の開設年度の經常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。なお、この場合において上記1の(6)及び(7)を準用すること。</p> <p>(3) 完成年度までの各年度の經常経費の財源については、生徒納付金、寄附金、資産運用収入その他の確実な計画による資金をもって充てるものとし、借入金を充てるものでないこと。</p> <p>3 役員等</p> <p>(1) 理事及び監事は、学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有する者であるとともに、学校法人の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有する者であること。 また、単に名目的な者でなく、私立学校法及び寄附行為に規定する役員の職務を十分に果たし得る者でなければならないこと。</p> <p>(2) 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねていない者であること。</p> <p>(3) 理事長は、他の学校法人の理事長を3以上兼ねていない者であること。</p> <p>(4) 理事である評議員以外の評議員について、学校法人の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選任されていること。</p> <p>(5) 学校法人の事務を処理するため、その設置する学校の規模に応じた専任の職員を置く適切な事務組織が設けられていないこと。</p> <p>(6) 学校法人の事務局長その他の幹部職員は、その職務に専念できる者であり、また、役員配偶者又は親族等に偏っていないこと。</p> <p>(7) その他、規定の整備を含め、学校にふさわしい管理運営体制を整えていないこと。</p>
<p>基準変更日</p>	<p>平成30年2月27日</p>

様式 3 (審査基準)

<p>法令名</p>	<p>私立学校法 (昭和 24 年法律第 270 号)</p>
<p>根拠条項</p>	<p>第 31 条第 1 項</p>
<p>申請に対する 許認可等の概要</p>	<p>学校法人の寄附行為の認可</p>
<p>審査基準</p>	<p>4 審査の特例</p> <p>学校と同時に設置する専修学校又は各種学校に関する 1 の適用については、1 中「(1) 施設及び設備は、負担附又は借用のものでないこと。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障がないと認められる場合は、施設又は設備の一部について、この限りでないこと。」とあるのは、</p> <p>「(1) 校地及び校舎は、負担附又は借用のものでないこと。ただし、次のいずれかに該当し、かつ教育上支障がないと認められる場合は、この限りでないこと。</p> <p>ア 国又は地方公共団体から借用するとき。</p> <p>イ 国又は地方公共団体以外の者から借用する場合で、借用期間が 20 年以上の公正証書による賃貸借契約が締結され、永続的かつ安定的な利用が可能であるとき。</p> <p>(1) の 2 前号の校地の借用については、借地権が登記されることを条件とすること。ただし、国又は地方公共団体からの借用については、この限りでないこと。</p> <p>(1) の 3 設備は、負担附又は借用のものでないこと。ただし、特別な事由があり、かつ教育上支障がないと認められる場合は、この限りでないこと。」</p> <p>とする。</p>
<p>基準変更日</p>	<p>平成 30 年 2 月 27 日</p>